

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和8年6月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500908号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600009号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年7月21日から平成14年6月15日まで

私の妻(訂正請求記録の対象者)は、平成10年7月頃にA社に入社し、スタイリストとして同社の直営店を含め複数の店舗に勤務しており、店舗責任者として就業した時期もあった。勤務していたことがわかる資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から委任を受けた社会保険労務士から提出された資料、A社の元事業主(以下「事業主」という。)からの回答、複数の同僚からの回答及び同社が加入していた国民健康保険組合からの回答により、期間の特定はできないものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求期間のうち、平成10年7月21日から平成11年3月31日までの期間は同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、訂正請求記録の対象者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る届出について、請求内容どおりの届出を行っていない旨、また、訂正請

求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否か不明である旨回答しており、請求者は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る給与明細書等の資料を保有していないことから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500915号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年1月13日から昭和54年11月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和53年1月12日と記録されているが、実際には昭和54年11月1日まで勤務していたので、被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和53年1月11日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している上、請求者は、請求期間のうち、昭和54年1月1日から同年11月1日までの期間は、B社において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている(以下「全喪」という。)上、請求期間当時の事業主及び全喪時の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数回にわたり、請求者に連絡依頼文書を送付したものの、請求者から回答はなく、請求者の請求期間における具体的な勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。